

收受

-8.2.-5

藤沢市議会局

陳情 7 第106号



令和8年2月5日

藤沢市議会 議長 山口 政哉 様

かんきょう樂行ふじさわ

藤沢市民活動登録番号20125

代表 岩下 次郎

住所 藤沢市本藤沢3-10-2

マイクロプラごみの定点観測条例をつくり環境先進都市宣言を求める陳情

【項目】藤沢市は課等の分掌事務に漂着物を掲げるが、海岸清掃の実施で終わるのを通年とする。魚介類の海洋汚染は喫緊の課題であり、条例策定は急務と考える。

【理由】

- 1 湘南沿岸観光都市であることを認め率先すべき。
- 2 神奈川県環境科学センターは、活動実績として手法を公開している。いわずもがな廃掃法から言及すれば、所管は当該自治体にある。
- 3 近年の環境教育で終了書を発行しても、修了者の実践活動の場は提供されていない。実施機関とあわせ行政庁の施策も肝要である。

<参考>

- 藤沢市行政組織規則（昭和59年規則第18号）  
第5条■行政総務課（18）漂流物に関すること



陳情 7 第107号

令和8年2月5日

藤沢市議会 議長 山口 政哉 様

氏名 岩下 次郎

住所 藤沢市本藤沢 3-1 0-2

藤沢市民病院地域連携診療の実態は過剰診療になっており適正化を求める陳情

【項目】医師の倫理を問いかねない過剰診療は、専門性の障壁高く言及し難いのを通例とする故、自治体経営病院の運営状況の調査及び適正化を働き掛けて下さい。

理由

- 1 高齢になれば誰しも発生する、白内障治療は地域支援病院の要であり、申請人は本年3月白内障手術をうけ、その経緯からの実情陳情である。
- 2 市民病院の設置は多く市民の夢が実現したものであり、適正運営は必須である。
- 3 過剰診療は保険診療の報酬点数及び患者負担の増加になっている。

経緯

1997年（平成9年）医療法改正にともない、地域医療かかりつけ医と機関支援病院の認定制度による創設である。